

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）734条1項において準用する法342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法735条1項において準用する法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年6月1日付けで行った別紙物件目録記載の各土地（以下、本件土地1及び2を併せて「本件各土地」という。）に係る平成28年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 平成26年度から平成28年度にかけて税額が急変し、平成25年度から16.7%も急騰した。この上昇率は、妥当性、公平性、連続性を欠いている。

- (2) 平成28年度は3年に1度の評価替えの年でもないのに、負担調整措置の制度で税額が急激に上昇した。この制度では、段階的に徐々に税負担を上昇させることになっているのではないのか。納税者の立場に立って、当該年度の税額の妥当性、連続性を確認する作業を踏んで当該年度の税額を決めるべきである。
- (3) 路線価は、平成21年度の方が平成27年度よりも高いにもかかわらず、納税額は、平成21年度の方が平成28年度よりも安いのはなぜなのか。

また、評価基準等に則って評価額を算出する方法は論理矛盾をきたしており、既に破綻しているのではないのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年11月1日	諮問
平成28年12月20日	審議（第4回第4部会）
平成29年1月24日	審議（第5回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

土地に係る固定資産税等は、原則として、土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された価格を基に税額を算出すること

とされている（法349条1項及び702条2項）。

これに対し、基準年度の評価替えによる価格改定に伴う納税者の税負担の激変を緩和しつつ、現在、地域によってばらつきのある負担水準（法附則17条8号イ及びロ）を均衡化させるための措置（以下「負担調整措置」という。）が講じられており、現在負担水準が低い土地については、負担水準が100%に達するまで、段階的に課税標準額を上昇させることとされている（法附則18条1項及び3項並びに同附則25条1項及び3項）。

このため、負担水準が低い土地は、今年度の価格が前年度の価格に比べて下落したとしても、前年度より税負担が上昇する場合がある。

- 2 これを本件についてみると、本件各土地における平成28年度の負担水準は、いずれも100%未満であったことから、平成27年度と比較し、本件各土地に係る課税標準額及び税額が増加したものであることが認められる（土地課税台帳、土地現況兼調査票）。

また、本件各土地に係る平成28年度土地・家屋名寄帳、土地課税台帳及び土地現況兼調査票等によれば、本件各土地に係る固定資産税等に関して、前記（1）負担調整措置のほか、小規模住宅特例や、法6条2項及び条例附則20条の規定に基づく小規模住宅用地に対する都市計画税の不均一課税の措置も適切に適用して税額が算出されており、違算等の事実も認められない（固定資産税税額計算書（土地）、都市計画税税額計算書（土地）、固定資産税・都市計画税税額計算書（補足））。

そうすると、本件処分は、法令等の規定に従い、適正になされた結果であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 (1) 請求人は、上記（第3・(1)）のとおり主張するが、本件処分には、その税額を定めるに当たって違法又は不当な点はないこ

とは、上記（２）記載のとおりであり、請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、上記（第３・(2)）のとおり主張し、負担調整措置自体に不服を申し立てている。

そして、負担調整措置は、法（法附則１８条１項及び３項並びに同附則２５条１項及び３項）により定められた制度であることから、請求人の主張は、固定資産税等の賦課に係る法令の規定に不当又は不備な点があるとして、その是正を求める立法論又は政策論に他ならないものである。

しかしながら、一般的に、このような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否を左右するものではない。そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って賦課処分を行うべきものであり、個々の法令の規定が立法目的に照らして合理的かどうかを評価してこれを適用するか否かを決定する権限はない。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令をはじめ制度そのものに対する不服を理由として、法令に適合した処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がないものというほかない。

- (3) 請求人は、上記（第３・(3)）のとおり主張し、路線価や本件各土地の評価方法を不服とする。

しかし、固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、東京都固定資産評価審査委員会に対して審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができないとされるところ（法４３２条３項。法７０２条の８第２項により都市計画税の賦課について

も同じ。) 、請求人の評価額に係る主張は、東京都固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができる事項であって、当該不服は本件処分に対する不服の理由とすることのできないものであるから、本件審査請求手続でこれを取り上げることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)